

九州大学大学院マス・フォア・イノベーション連係学府規則

令和3年度九大規則第112号

制定：令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他マス・フォア・イノベーション連係学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 国際的に優れた数学力・統計力を基盤に、数学モデリングを通して組織や分野の垣根を越えて各分野で共創し、イノベーションを創発する卓越した数学モデリング人材を育成することを目的とする。

(連係学府)

第3条 本学府は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第5条第2項に規定する連係学府として、数理学府、システム情報科学府及び経済学府経済工学専攻（以下、「連係協力学府等」という。）との緊密な連係及び協力の下、連係協力学府等有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて異分野融合型の教育課程を実施するものとする。

(入学の考査)

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料により行うものとする。

(転学及び転学府)

第5条 連係学府への転学又は転学府を希望する者について、本学府教授会の議を経て選考の上、許可することができる。

2 前項により許可された者の単位修得の方法等については、本学府教授会の議を経て、マス・フォア・イノベーション連係学府長（以下「本学府長」という。）が定める。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第7条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法等)

第8条 本学府の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学府長は、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開

設することができる。

- 3 本学府で開講する科目の単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験については30時間をもって1単位とする。

第9条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本学府長に届け出なければならない。

- 2 本学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

- 3 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

- 3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第11条 外国の大学の大学院に留学した期間は、第14条又は第15条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

- 2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第13条 第10条第2項及び第11条第2項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。

(博士前期課程の修了要件)

第14条 本学府の博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第8条に規定する履修方法に基づき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項に規定する修士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第15条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、第8条に規定する履修方法に基づき46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に4年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「4年(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「4年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、4年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

2 前3項に規定する博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文の提出)

第16条 本学府の修士論文は、博士前期課程に1年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で提出するものとする。

(博士論文の提出)

第17条 本学府の博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で提出するものとする。ただし、本学府教授会の議を経て、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた者と本学府長が認めたものは、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第22条 別表の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

第23条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第24条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。

第25条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

(雑則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

一 履修方法

(1) 博士前期課程

本学府に係る授業について、次の要件を満たす30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 科目区分「基礎科目」のうち、「数学共創基礎Ⅰ～ⅩⅩ」から4単位以上
- (2) 科目区分「インターンシップ科目」について4単位以上
- (3) 科目区分「講究科目」について10単位
- (4) 各連係協力学府専攻教育科目12単位以上

(以下の科目も「各連係協力学府専攻教育科目(12単位)」に含めることができる)

- ① 科目区分「トランジション科目」(システム情報科学府及び経済学府経済工学専攻に係る入学者選抜に合格した者に限る。)
- ② 科目区分「基礎科目」のうち4単位を超えて履修する科目
- ③ 指導教員が必要と判断する他学府(連係協力学府を除く)の授業科目

(2) 博士後期課程

本学府に係る授業について、次の要件を満たす16単位以上を修得しなければならない。

- (1) 科目区分「インターンシップ科目」について6単位以上(「数学創発モデリング」の2単位を含む)
- (2) 科目区分「プレゼンテーション科目」について2単位
- (3) 科目区分「講究科目」について8単位

二 授業科目等

(1) 博士前期課程

科目群	科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別
トランジション基礎科目群	基礎科目	数学共創基礎Ⅰ	1	選択
		数学共創基礎Ⅱ	1	選択
		数学共創基礎Ⅲ	1	選択
		数学共創基礎Ⅳ	1	選択
		数学共創基礎Ⅴ	1	選択
		数学共創基礎Ⅵ	1	選択
		数学共創基礎Ⅶ	1	選択
		数学共創基礎Ⅷ	1	選択
		数学共創基礎Ⅸ	1	選択
		数学共創基礎Ⅹ	1	選択

		数学共創基礎X I	1	選択
		数学共創基礎X II	1	選択
		数学共創基礎X III	1	選択
		数学共創基礎X IV	1	選択
		数学共創基礎X V	1	選択
		数学共創基礎X VI	1	選択
		数学共創基礎X VII	1	選択
		数学共創基礎X VIII	1	選択
		数学共創基礎X IX	1	選択
		数学共創基礎X X	1	選択
		数学共創概論 I	2	選択
		数学共創概論 II	2	選択
		数学共創概論 III	2	選択
		数学共創概論 IV	2	選択
		数学共創概論 V	2	選択
		数学共創概論 VI	2	選択
		数学共創概論 VII	2	選択
		数学共創概論 VIII	2	選択
		数学共創概論 IX	2	選択
		数学共創概論 X	2	選択
	トランジション科目 (システム情報科学 府及び経済学府経済 工学専攻に係る入学 者選抜に合格した者 が対象)	数学トランジシ ョン基礎 I	2	選択
		数学トランジシ ョン基礎 II	2	選択
		数学トランジシ ョン基礎 III	2	選択
		数学トランジシ ョン基礎 IV	2	選択
		数学トランジシ ョン基礎 V	1	選択
		数学トランジシ ョン基礎 VI	1	選択
数学共創実践 科目群	インターンシップ科 目	数学共創モデリン グ	4	必修

創発力養成科目群	講究科目	卓越基礎講究	10	必修
専攻教育科目群	専攻教育科目	専攻教育科目	—	選択

(2) 博士後期課程

科目群	科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別
数学共創実践科目群	インターンシップ科目	国際共創力強化インターンシップ	4	選択
		異分野共創力強化インターンシップ	4	選択
		産学共創力強化インターンシップ	4	選択
創発力養成科目群		数学創発モデリング	2	必修
	プレゼンテーション科目	卓越論報	2	必修
	講究科目	卓越講究	8	必修